

産業建設常任委員会記録

令和3年1月13日

【開催日】 令和3年1月13日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時2分

【出席委員】

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 中村博行 | 副委員長 | 藤岡修美 |
| 委員 | 岡山明 | 委員 | 高松秀樹 |
| 委員 | 恒松恵子 | 委員 | 森山喜久 |
| 委員 | 宮本政志 | | |

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

| | | | |
|----|-----|-----|------|
| 議長 | 小野泰 | 副議長 | 矢田松夫 |
|----|-----|-----|------|

【執行部出席者】

| | | | |
|-----------------|------|------------------|------|
| 経済部長 | 河口修司 | 経済部次長兼農 林水産課長 | 川崎信宏 |
| 農林水産課農林 係長 | 平健太郎 | 農林水産課主任 主事 | 稲葉徹 |
| 農林水産課参与 | 多田敏明 | 建設部長 | 森弘健二 |
| 建設部次長兼下 水道課長 | 井上岳宏 | 建築住宅課長 | 辻永民憲 |
| 下水道課主査 | 熊川整 | 建築住宅課主査 | 石田佳之 |
| 建築住宅課建築 係長 | 山本雅之 | 監理室長 | 河田誠 |
| 監理室技監 | 中村景二 | | |

【事務局出席者】

| | | | |
|----|------|----|------|
| 局長 | 尾山邦彦 | 書記 | 光永直樹 |
|----|------|----|------|

【審査事項】 所管事務調査 山陽小野田市地方卸売市場について

午前 10 時 開会

中村博行委員長 ただいまより産業建設常任委員会を始めます。今日の審査内容についてはお手元にありますように、順次追っていきます。最初に建設部のほうで、住宅リフォーム助成制度の継続を求める陳情書及び地域建設産業の再生に関する要請書についての審査を始めます。この要請書は、執行部と議会の両方に来ていますので、まず執行部の考え方等々、発言をお願いしたいと思います。最初に、住宅リフォームの助成制度の継続を求める要請書の中で、住宅リフォーム助成制度の条例化についてどうのお考えかと。これ以前にも、以前からそういったこともありましたので、今の考え方をお答え願いたいと思いますが。

辻永建築住宅課長 最初にお話のありました住宅リフォーム助成制度の条例化についてお答えいたします。本市では、法令その他別に定めるもののほか、市の産業の振興、コミュニティーの活性化、生活環境の向上、福祉保健の増進、教育・文化・スポーツの高揚などを図るため、その事業を行う団体、または者に対し、補助金を交付することを目的とした規則である山陽小野田市補助金交付規則が定められています。そして、その第3条第1項に補助の対象となる事業の種類及び補助範囲が規定され、その中に住宅リフォーム資金助成金が、それから別に定める基準として山陽小野田市住宅リフォーム資金助成事業実施要綱が定められています。この制度はこのように規則で定められていますが、事業を実施するためには、これとは別に事業の予算案を計上し、その予算案が市議会において可決されることをもって執行されます。この制度を条例化したとしても、同様の手続が必要になると思われますので、担当課としましては、この規則があればほかの補助金と同様に条例化をする必要はなく、現在の手続のままでよいのではないかと考えております。

中村博行委員長 条例化について回答がありましたけども、これについて質疑を求めたいと思います。

森山喜久委員 要請者さんたちの考えの部分は、住宅リフォームの助成制度が継続してほしいと、そこが第一義的にあって、条例化することによってそれが継続的に行われるんじゃないかという考え方を持っていたりしゃった形での要望というのは、理解していただきたいというふうに思います。今言われたように規則の中にうたわれているということで、今後もその規則に基づいて、予算要求して、予算の確保と考えているのであれば、その条例化までっていう話にはならないのかなというふうに思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

辻永建築住宅課長 担当課としましては、住宅リフォーム助成事業を実施するに当たってアンケートをお願いしております。その中で申請者、あるいは施工業者いずれも多くの方が事業の継続を希望していらっしゃるということを把握しておりますので、予算要求は今後も継続していきたいと考えております。

中村博行委員長 要は、条例化をしなくても先ほど森山委員から言われましたけども、規則で十分これが担保されているという理解でいいですかね。

辻永建築住宅課長 そのとおりと考えております。

中村博行委員長 この件はいいですか。それでは2点目ですね。現在の住宅リフォーム助成制度の中で補助額の上限を工事費の10%、7万円であるのを10万円に引き上げてほしいという要請があるんですが、この辺はどういうふうなお考えですか。

辻永建築住宅課長 では補助額の上限を工事費の10%、7万円を10万円にということについて、御説明させていただきます。現在の助成金はリ

フォーム工事に掛かる費用、消費税及び地方消費税は含まれておりませんが、その1割補助としております。令和2年度における予算額は1,000万円ですが、その予算額の引上げは、全額を一般財源で賄っているということを考慮すれば、大変困難であると考えております。また、限られた予算の中で、補助率や補助限度額を上げると、当然利用件数は以前と比較して減少してしまい、多くの中小企業に対する有効な支援策とは言えなくなると考えます。したがって担当課としましては、補助額及びその上限については現行のままでよいと考えております。

中村博行委員長 それでは質疑を求めます。

高松秀樹委員 今三つぐらい理由を言われましたよね。もう一度言ってもらえますか。

辻永建築住宅課長 まず予算額の引上げ自体は大変困難であります。財源としては一般財源で賄っていることから困難であるということと、それから、限られた予算の中で補助率や補助限度額を上げた場合、逆に利用件数が減ってしまうということにつながりますので、そのことは、多くの中小業者に対する有効な支援にはならないのではないかとこのように考えております。その2点です。

岡山明委員 予算としては今1,000万円ですよ。予算をいっぱいいっぱい使っているという状況でありますか。それをちょっと確認したいです。

辻永建築住宅課長 令和2年度で言いますと、予算額は1,000万円。まだ募集期間中ではありますので、数字が変わる可能性はありますけれども、現状として申請して内示を予定している額としては997万円、現時点でほぼ満額に近い状況まで今来ております。

岡山明委員 補助上限を7万円から10万円にするということになれば、金額

を上げるということは件数が減るということで、上限を見直す可能性としては、市として考えられていますか。

辻永建築住宅課長 先ほども理由ということでお答えさせていただきましたが、予算額自体は全額一般財源で賄っているところですので、上げるのはかなり困難ではないかというふうに考えております。

中村博行委員長 担当課の努力を求めというところやね。

辻永建築住宅課長 担当課としましては、もちろん予算額が上がるにこしたことはないんですけども、財政との交渉の中でそういったことは決まっていく部分がありますので、私どもの立場として言いづらいかないと考えています。

中村博行委員長 これによって地域の活性化にもつながってくるということもとおっしゃっていたわけ。結局、上限を7万円から10万円にすることによって当然仕事も増えてくるということもあるので、その辺、もうちょっと担当課に考慮していただく必要があるかなと思いますけども。

辻永建築住宅課長 担当課としては、このリフォーム助成事業はリフォームを行っていただくきっかけになるというのが考えとしてあります。もし、補助額の上限を上げた場合に、件数が減るというお話をさせていただきましたが、たくさんの方にこの制度を知っていただき、使っていただきたいというのがありますので、金額を上げるのが必ずいいことかどうかとも考えております。

恒松恵子委員 介護保険でリフォーム費用の補助がありますけれども、その連携等はどのようになっているんですか。別に介護保険担当者との連携は一切されていないということですか。

辻永建築住宅課長 介護保険の制度を使われれば、そこの部分は別制度ということで分けてリフォームをしていく必要があります。もちろん、補助金として他の制度の補助を受けないという縛りもありますので、そこは情報として話があれば、十分内容を確認させていただくように対応しております。

藤岡修美副委員長 この制度は旧小野田市が始められた制度と認識しておりますけども、要請書に付いている資料を見ると、現在8市1町が実施しており、他市と比較してなかなかトップを走っていると言えない状況だと思います。その辺は予算の折衝等々、財政当局に頑張ってもらって、他市の状況を見ながら、予算要求していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

辻永建築住宅課長 担当課として、できる限りその辺は尽力していきたいと考えております。

中村博行委員長 模範解答やね。しっかり頑張ってもらいたいです。今後そういうふうな方向性も視野に入れながら、ちょっと頑張ってもらいたいです。よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは3点目に行きます。この制度ですけども、2年連続して利用できない、今はそういう制度になっていますね。それを2年連続して、例えば1年目で若干工事が残っているとかそういうケースも多々あるように聞いていますので、その辺の柔軟な考え方はどうでしょうかということなんです。

辻永建築住宅課長 制度を利用した後1年を空ければ、再利用できるというのを、2年連続可能にできないかというお話についてお答えさせていただきます。この制度を1年の間を空ければ、再び制度の利用が可能になるという条件を撤廃した場合、本来1回で行った工事を小さく分割して複数年に分けてしまう可能性があります。すると、1回の受注金額が減り、

助成額に対する費用対効果が下がり、ひいてはこの制度を通じて行われた工事の総額までも下がる可能性があります。したがって地域経済の活性化と住環境の向上をこの制度の目的と考えている担当課としましては、現行のままでもいいのではないかと考えております。

中村博行委員長 一律に考えれば今おっしゃったようなことはなるほどと思うんですけども、例外的にもう言うなればただし書きじゃないけども、この工事の現場を見に行くと、やはり例外的に継続したほうがいいんじゃないかというようなことを別個に考えることはできないですかね。

辻永建築住宅課長 なかなか例外ということで考えると難しいところもありますし、そもそもこの実施要綱の当初できた経緯としては、地域経済の活性化というのがあります。先ほどもお話しさせていただきましたが、あくまで補助金は一つのきっかけであって、リフォームを積極的に行っていただきたいというところが基本的な考えとしてあります。事業の工事の総額が下がるということは、やはり地域経済の活性化としていかなものかという視点はあると思いますので、今のところ、そこは考えておりません。

宮本政志委員 先ほどの上限7万円から10万円のときの答弁と今の答弁は確かに矛盾がないんですよ。理解できるんです。この制度があったから、リフォームをしたとか、アンケートを取られていますか。

辻永建築住宅課長 今年度のアンケートですけど、まだ全部の集計は終わっていないんですが、その中で、リフォーム助成制度があったからという申請者の回答については、回答件数120件中、最終的には確定してないんですけど、22件あったというふうには聞いております。

宮本政志委員 だから広く満遍なく多くの市民の方に活用していただきたい。だから件数を減らす方向には持っていきたくないという、さっきの答弁。

そういう解釈でいってことですね。

辻永建築住宅課長 そのとおりです。

中村博行委員長 一環しているね。そういう意味ではね。よろしいですか。それでは1点目は終わりました、2点目の地域建設産業再生に関する要請書ということで、まずこの中で一番言われていたのが、公契約条例を制定してほしいということでありました。それに伴ってもろもろがついてくるというのがありますので、この公契約条例を制定するというものについての答弁を求めたいと思いますが。

河田監理室長 まず公契約条例の制定についてということでお答えさせていただきたいと思いますが、現在公契約条例の制定について全国的な状況を見ますと、私どもの調べですので正確ではないかもしれませんが、約60の自治体が制定をされておると。その中で、この資料に書かれているとおり24の自治体が、賃金に関する条項を入れており、36の自治体は賃金に関する条項は入れておられません。そういう条例の制定の状況になっております。そのほか、山口県内の状況を見ますと、県にも確認しましたが、山口県内では条例の制定は県も含め、制定されている自治体はございません。今後、本市としてどう考えていくかということについては、この公契約条例についてもいろいろと勉強させていただくこともありますので、山口県とか、そういうような状況を見ながら、勉強をさせていただこうかなというような状況ではございます。すぐに条例を制定するというについてはなかなか難しいのかなというふうには考えております。

中村博行委員長 この件について質疑を求めます。なかなか難しいということではありますが、契約条例の中にもろもろ審議を含めてそういったものを設けてほしいということの要望であろうと思うんですけども、要するに契約条例を制定されれば、ほかのもろもろの要望もかなうということ

上がってきているというふうに考えるんですけども、これ非常に現状では難しいという回答ですね。

岡山明委員 山口県最低賃金はどのくらいになりますか。

河田監理室長 大変申し訳ありません。今年度の数字ではないんですが、昨年、令和元年12月15日の現段階では、最低賃金829円という数字が挙がっております。その後、変わっているかどうかは確認しておりません。申し訳ございません。これは業種別にいろいろ、例えば、鉄鋼業とか、そういうようなものについては、金額はそれぞれ異なっておりますけど、全体の最低賃金が829円というのは、これは令和元年の10月5日の数字でございます。最新のものがありませんので、申し訳ございません。

中村博行委員長 要するに、賃金の状況が下請の例えば二次、三次、四次というふうな下まで求められているわけですね。その辺が公契約条例によってかなり是正されるのではないかという思いが強いと思うんですけども。現段階ではちょっと難しいという回答しかないのかなという気がします。では、十分研究勉強していただいて、やはり県内で最初に作ったとかね、いい悪いは別にしておいて、そういうことも含めた中で、今後これについてよく研究をしていただきたいというふうに思います。それでは2点目までは終わりました。市の発注工事における労働者の賃金の実態あるいは就労環境の把握というものを、市の発注工事については特にそこまで十分見てほしいという要望があるんですが、この件については、いかがでしょうか。

森弘建設部長 土木工事と建築工事は積算方法が異なり、要請書の回答の内容も変わってきますので、今後の回答は土木工事と建築工事、それぞれの立場で回答させていただければと思います。

井上建設部次長兼下水道課長 それでは、1番の公共工事労務単価が引き上げ

られたことに対応し、全ての建設労働者の賃金と下請事業者の法定福利費、国交省が示している雇用に伴い必要な経費、約41%と必要な諸経費を含む契約単価の引上げ、適正な積算での発注等の政策を一層推進くださいという要請に対する回答でございますが、土木工事の積算に当たりましては、山口県が定める労務単価及び諸経費率を基に算定をしております。今後も適正な積算での発注に心がけてまいります。

石田建築住宅課主査 建築住宅課では、市発注工事における建築工事においては、山口県が定める労働単価や、国が定める積算基準を使用し、今後も適正な積算での発注に心がけてまいります。

中村博行委員長 今回回答いただきましたが、質疑を求めます。これが出てきているのは、結局三次、四次とといいますか、下請の方の労働条件というか、そういったものが十分ではないのかなというふうな気がしていますが、その辺の現場の感覚というものが、どういうふうに捉えられているかと思うんですけども、その辺ギャップがあるのかなと思うんですが、何かそれについて回答できますか。

井上建設部次長兼下水道課長 土木一式工事に関しましては、下請は、孫請、ひ孫請というケースは少ないものですから、この点につきましては、問題はないのではないかと感じております。

中村博行委員長 特に建設山口のほうは建築の部分だというふうに思います。それについて。

石田建築住宅課主査 建築住宅課でも市発注工事における一人親方の賃金の実態については把握しておりません。

中村博行委員長 その辺があるんだろうと思いますね。要するに、市の発注工

事においては、その辺まで十分見ていただきたいという要望だと思いますので、今後心がけていただければというふうに思います。最後に建設キャリアアップシステムの普及促進、これは市よりは国の方策というか、政策にも関わると思うんですけれども、とにかく言われているのが、大工、技術を持った大工がどんどん減っていくということですよね。そうすると今後災害があったときに、もう最近特に大きな災害があるんですけど、そこへいろいろ各地から行かれるわけですけども、どうしてもそういう、大工さんというか、現場をすぐに修繕ができるような技術を持った人がだんだん減っていくということに対する懸念がすごくあるようなんです。それについて、市でどうのこうのというわけではないんですけども、そういうものを含めて国の政策でそういうふうなものやっってもらうのが一番いいかと思うんですけども、それについて市はどういうふうに考えているかっていうところまでお聞きができればというふうに思います。

井上建設部次長兼下水道課長 キャリアアップシステムの普及促進につきまして、特段今何もしていない状況ですけれども、建設キャリアアップシステムのホームページからダウンロードした、一般財団法人建設業振興基金という団体が作っておられるパンフレットがありますので、今後、受注された業者に対して、これをお配りして取り組んでいただけませんかという啓発に取り組んでいこうと考えております。カードリーダー等を設置してというのもありますので、こういう形で促進したいと思っております。あと要望の中であった現場ごとに証紙を貼り付け、実績報告書を求めて、現場従事者への実態の把握に努めてくださいというところに関しましては、現在、土木も建築工事につきましても、工事をまず受注されたときに、建退共の掛け金は受注額に応じて納めるシステムになっています。その後、工事完成後の提出書類といたしまして、どなたに何枚、交付したかっていうその実績も市に提出を求めて確認をしておりますので、この辺の実績についてはきちんと確認をしておるところでございます。

中村博行委員長 主に今ここに回覧してもらったんだけど、A4ぐらいに縮小したものをもらえればと思うんですが。

井上建設部次長兼下水道課長 元はA4で、今日ちょっと分かりやすくA3にさせていただきましたので、A4で印刷して、発注工事については受注者に配っていかうと考えております。

中村博行委員長 できれば委員みんなに研究する材料としてお願いをしたいと思います。この件について地域建設産業再生に関する要請書の全般について質疑あれば。

藤岡修美副委員長 8番の新型コロナウイルス感染症対策で、国交省なり県の担当部局から何か現場対応の指示とか来ていますか。

井上建設部次長兼下水道課長 国交省から新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインっていうのが、それぞれ届いておりますので、それを参考にさせていただいて感染予防対策を講ずるよう業者には指導しておるところでございます。

中村博行委員長 それではよろしいでしょうか。（はい」と呼ぶ者あり）それでは最初の2件についての審査をこれで終了いたします。若干の休憩を挟んで11時5分から再開したいと思いますので、御参集をお願いします。それでは、暫時休憩に入ります。

午前11時 休憩

午前11時5分 再開

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を続けます。それでは次に、山陽小野田市地方卸売市場についての陳情書が出ていますの

で、この審査に入ります。

中村博行委員長 それでは、休憩前に引き続きまして委員会を続けます。山陽小野田市地方卸売市場についての陳情書が出ていますので、この審査に入ります。陳情書をまとめたもので進めていこうと思いますので、よろしくをお願いします。最初に市場条例65条違反についての調査と報告ということが求められております。これは11月10日に市の説明会であった公開質問状の中の①、②に関わろうかというふうに思っております。冷蔵庫の問題と会議室の使用についてこれについて答弁をお願いしたいと思います。

川崎経済部次長兼農林水産課長 お疲れ様です。それでは、条例65条違反について、調査結果と報告を申し上げます。条例第65条は市場施設の使用について、用途変更、現状変更、転貸等の禁止の条文でございます。まず、冷蔵庫については、小野田中央青果株式会社から加工申請書が提出され、その申請に基づき、市が設置を許可しています。その冷蔵庫の使用方法等について、関係者から指摘があり、具体的にはある売買参加者が独占的に使用しているという指摘ですが、小野田中央青果株式会社へ指導し、是正しています。次に、会議室の使用については、小野田中央青果株式会社から使用許可申請書が提出され、その申請に基づき市が許可しています。その後、申請内容と実際の使用実態に相違があることが判明し、小野田中央青果株式会社へ指導し、是正したところです。また、その後市議会等から指摘があり、使用料についても、追加で徴収しているところでございます。

中村博行委員長 一つずつ行きましょうね。これについて質疑を求めます。共に最終的に指導し、是正がされたという回答でしたが。

森山喜久委員 まず陳情書では山陽小野田市地方卸売市場条例第65条違反の事実が認められ、同時に行政の黙認も事実として明白になったというふ

うな記載があるんですけど、これは一部、若しくは全部のところでの事実があったのかどうかそれを教えてもらえますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 これについては今御説明したように、それぞれ申請書が出て、それを許可しております。そのときにはその申請に基づいて許可したわけですが、その後事実と異なるものがありましたので、是正をしたというところでございます。

森山喜久委員 冷蔵庫、会議室と言われたんですけど、それぞれ指導、是正をした日付を教えてもらっていいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 指導した日にちについては今お答えができません。

中村博行委員長 要は65条違反の事実が認められていう表現がされていいますが、このところをどういうふうに捉えますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 会議室のほうについては、8月に申請があつて承認をしております。使用は9月からということでの承認。それから、年度をまたぎますので、また4月1日に会議室の使用についての承認申請が出ております。それについて、また承認をしておるわけです。冷蔵庫については加工申請が平成27年6月に出ております。それぞれその後承認をしておるわけなんですけど、その承認後にそれぞれ御指摘があつて是正をしたということでございます。

高松秀樹委員 その指摘があつて是正したまでのタイムラグが問題なんですよ。その間にいわゆる黙認しとったんじゃないのかっていう意見なんで。まず冷蔵庫の申請の届出日が平成27年6月1日っていう資料をもらっているんですよね。まず、これは間違いはないですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 間違いありません。

高松秀樹委員 次にこの申請を受け付けて許可した日がいつですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 申し訳ありません。許可申請年月日はちょっと確認させてもらってよろしいでしょうか。

高松秀樹委員 冷蔵庫はもちろんこの申請を届け出た後に設置をされたと思うんですけど、これはいつぐらいに設置されたんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 6月の中旬から7月下旬に設置をするという申請でございます。

高松秀樹委員 この冷蔵庫は平成27年6月11日の6月、7月に設置をして、いつまでの許可されたんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 許可申請書を確認させていただきますが、特に許可の終了年月日は記載しておらないというふうに思っておりますが、先ほど申しました申請書の確認をさせていただきたいと思います。また後ほど御回答させていただきます。

高松秀樹委員 要点は、そこはしっかり申請の許可、届出を出しているんで問題ないということなんですけど、いわゆる売買参加者に又貸しをしたというふうに書いていますが、又貸しをした日にちがいつで、指導した日にちがいつで、是正をした日にちがいつなのかというのを教えてほしい。

川崎経済部次長兼農林水産課長 日にちについては確認させていただいて、回答させていただきたいと思います。

宮本政志委員 冷蔵庫の申請書の内容っていうのは誰がっていうのはないんで、

あくまで申請者のみが設置しようっていう解釈でいいんですよね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 卸売業者である小野田中央青果から申請が出ましたので、中央青果の設置ということでございます。

宮本政志委員 この65条には、もしくは他人に使用させてはならないってあるんですよ。転貸の後にですね。ということはこの申請者のみが設置イコール使用。ですから、申請者以外の方が使用するということがあると、この65条には抵触するという解釈でいいですかね。

川崎経済部次長兼農林水産課長 会議室については転貸というところで使用者が違ったというところ。それから、冷蔵庫についても設置者と実際の使用者が違ったというところでございます。転貸というところで抵触ということですよ。

宮本政志委員 それと転貸と使用、それぞれ説明してもらっていいですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 使用については申請された方がそのままその申請者が使用されるということですが、転貸については申請者がほかの第三者に又貸しをするということでございます。

宮本政志委員 ということはそれは利用者が異なって、用途も異なったらいけないということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そうです。

宮本政志委員 そうするとこの申請書ってすごい曖昧な文章だなんて思うんですね。こんなものなんですか。なぜ、厳密に用途とか、使用目的とか、詳細部分というのはこの申請書に盛り込まれてないんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 申請内容について、会議室については、それぞれ使用期間であるとか、使用目的が書いてあります。冷蔵庫については加工なので、この加工についての承認をしておりますので、使用目的については特に書かれてないという状況でございます。

河口経済部長 今、宮本委員の御質問の中で、冷蔵庫等の使用については当然加工した人が使用するというのがありますが、冷蔵庫とかは基本的には関係者がちょっと入れておくということもありますので、そういうふうな利用の仕方というのはあると思います。ただ、一時的に一つの業者のために、そういうのが見受けられたので、そこを是正したということでございます。申請、設置したのは中央青果であり、そこに関係者は、少し一時的に置くとかは当然ありますので、そういうふうな利用の仕方というのはあります。

岡山明委員 冷蔵庫は今市場に一つだけですかね。もともと何個あって、今、何個かと。それは全部申請書は出されたかどうか状況を確認したいんですけど。

川崎経済部次長兼農林水産課長 冷蔵庫の個数ですが、市が冷蔵庫を所有しておりますが、建物の外の冷蔵庫です。それが一つあります。それから、売場の中に三つ冷蔵庫がございましたが、一つ撤去して今二つございます。

岡山明委員 市場の中に3台冷蔵庫があったということですね。その3台に対しての申請書、それは一括してそういう中央青果が市に申請書を出したという状況でいいんですかね。3台とも全部申請したと。

多田農林水産課参与 市所有の冷蔵庫は鉄筋コンクリート構造物で今の売場外に設置されております。今の売場の中には、もともと1個先行して同じような申請の形で1個設置されております。現在もそれは存続しており

ます。今回、残りの二つについては、同じような形で2個設置されたんですけども、1個は適切ではないというところから1個は撤去されております。売場の中にあります冷蔵庫自体は中央青果の財産として財産目録に上がっておるものでございます。

岡山明委員 ちょっと確認しますが、今売場のほうには2台あって、1台は業者が使っていて、1台は市の財産でという状況で……

河口経済部長 外の冷蔵庫は1台あるんです。売場以外のところの附属営業人さんがおられるところの一番端のところには1台冷蔵庫があります。売場の中に2個あります。外の冷蔵庫は市の所有です。売場の中にある二つっていうのは、小野田中央青果の所有ということになります。2台とも、財産目録にも入っております。

中村博行委員長 行政の黙認と監督指導不足の違いについて、行政がどういうふうな考え方を行政がしているかという問いがあります。これについてまず御回答ください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは行政の黙認と監督指導不足の違いについてに回答いたします。黙認とは、過失などをそのまま見逃すこと。監督指導不足とは指示や指導が隅々まで行き届いていないことであると理解をしております。

中村博行委員長 その辺の考え方はですけど、これについて何かありますか。あと日時が出てきたら、また遡ってこれが関わってくると思うんですけどね。

高松秀樹委員 会議室も一緒に質問されたんで、会議室の使用料を中央青果から取っていますよね。二転三転あって、徴収したみたいなんですけど、陳情者は、「又貸ししているんじゃないか」ということでした。これは

売買参加者が借りていたと思うんですけど、使用料を払っていたと認識をされていますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 売買参加者が中央青果に支払っておったかということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そこについては確認できておりません。

高松秀樹委員 取締役もいらっしゃるんで、決算書に全部出てくるはずなんですよね。それで今ちょっと聞いてみたんですけど。

河口経済部長 決算書に出てくるのは中央青果が市にお金は入れてらっしゃいます。その前までの決算書は全て見ておりません。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今の承認日、是正日等についてはお時間をもうちよっとください。

中村博行委員長 それに関わらないところ行きましょうか。

宮本政志委員 冷蔵庫っていうのはどなたが設置されたんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 申請者である小野田中央青果でございます。

宮本政志委員 設置費用も中央青果ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 設置費用については分かりません。

宮本政志委員 設置者は中央青果でしょ。設置しますよって申請したのが中央青果で、設置したのが中央青果なら、普通その設置に掛かる費用は中央青果が出すっていうのが当たり前で、なぜ分からないんですか。

多田農林水産課参与 平成27年のこの冷蔵庫の設置につきましては、年度当初私が現職で課長職にあったときでございます。そのときに、中央青果のほうから、この夏場において取扱品目等々、量等々を増やしていきたいと。ついては市のこの所有冷蔵庫の容量だけではもたない、冷蔵庫を設置してくれんかという相談が年度途中にありました。これは6月以前の話です。その段階で冷蔵庫の設置については当初予算で計上するようなものであるので、今、市として、早急に夏場に向けて冷蔵庫の設置は難しいよという話をしました。そうしたら、加工専用という形で自社で設置するので、それを許してもらえんかという御相談がありました。そして、申請書が出てきたということでございます。お金についてどこが出したとかということについては、確認はしておりません。今まで確認するときになかったですね。市は出していません。現存する冷蔵庫が二つありますが、もう1個はそれ以前に同じような形で申請が出されました。出されたんですけど、ほぼそれと同じような状況があったので、是正はしております。特定の業者が使っているんじゃないかという状況が見えた。もう1個の冷蔵庫についてもです。これは今言われている冷蔵庫とはまた違う業者です。

宮本政志委員 ずっと大半使っていた会社があったわけでしょう。そのために中央青果はお金を出して設置をしたっていうふうになんか受け止めてしまうんですけどね。その人のために設置してあげたみたいな形で。そうじゃないということではないですか。

多田農林水産課参与 そういう認識はございません。したがって、特定の買受人の使用のために中央青果が冷蔵庫を設置するんだという認識であれば、許可する要件には当たりませんので、あくまでその冷蔵庫自体は、卸売業者が取扱う荷を一時保存する、ないしは、商売で買い受けられた方の仮置きで冷蔵庫を使うという使用目的での冷蔵庫だという理解の下に許可をしております。

恒松恵子委員 その冷蔵庫はリースか固定資産として購入されたかも把握されてないということですか。固定資産なら決算書に上がって、リースやったらリース費でその他に紛れるかなと思ひまして、その辺りの把握はいかがでしたか。

平農林水産課農林係長 使用の申請書のほうに添付書類として請求書というものが付いておりましたので、恐らく購入されたものであらうと考えております。

中村博行委員長 今のは領収書があるんで購入ということでしょう。

川崎経済部次長兼農林水産課長 資料を見ますと、承認の申請、それから、現状の変更承認の通知の日付です。分かったところをお伝えします。冷蔵庫ですが、冷蔵庫については加工の承認について平成27年6月11日に申請が出ており、6月19日に承認通知書を出しております。会議室については、平成28年8月29日に最初の使用承認の申請が出ております。これを受けて9月1日に使用の承認をしております。それから年度をまたぎますので、平成29年4月1日に会議室の使用承認が出ております。市が同じく4月1日に会議室の使用の承認をしております。実際には先ほど言われた又貸し、それから是正についてなんですけど、是正の日については、特にこういう書面でのものではなく、記録が残っておりません。この後に情報が入って現状を確認して是正をしたということになりますけど、会議室についてはそれぞれ実態が分かりましたので、追加で会議室の使用料を徴収しております。平成28年9月にまず使用しておりますので、それから平成29年7月までの使用料について追加分を請求し、納入していただいております。

中村博行委員長 冷蔵庫のほうは分からんわけね。会議室は細かく説明がありました。

川崎経済部次長兼農林水産課長 冷蔵庫については、加工承認をしておりますので、先ほど申し上げた日付で加工の申請が出て承認をしております。電気代についても、冷蔵庫分を徴収しておるところでございます。

高松秀樹委員 陳情者が出しているのは、そういった条例違反の状況を黙認していたんじゃないのかっていうような陳情なんですよ。ということは書類がちゃんと出て6月に出て設置したっていうのは、これはいいですよ。条例にのっとってやっています。問題は売買参加者に又貸しをしたというところだと思うんですよ。例えば行政がそれをいつ知り得たのか。いつそれを指導したのか、いつ是正したのかっていうこのタイムラグを知りたいんですよ。それによって、黙認していたんじゃないんですかとか、そういう話になるんじゃないか。それを教えてほしい。

中村博行委員長 要は平成27年6月に申請承認をされているけども、行政がそれを知って指導したのは、結局その間どのぐらいあるのかっていうことなんですが。

川崎経済部次長兼農林水産課長 過去の支払記録、これは冷蔵庫の電気代なんですけども、その記録からいうと、先ほど加工の承認をしたのが平成27年6月です。申請書でいうと冷蔵庫については、6月の中旬から7月上旬にかけて設置しますということになっております。先ほど申しました電気代からすると、平成29年8月に是正をしておられる記録があります。

中村博行委員長 電気代の払い先が適切じゃなかったということでしょ。それを今言われたように、平成29年8月に正したということでしょ。そのとき気が付いたんじゃないかということよね。

宮本政志委員 正したってことは、いけないから正したわけですよ。ということは電気代はずっと一貫して中央青果が払いよったとかじゃなくて、

違うところが払っていました。おかしいでしょう、いけません。だから正した。それが平成29年8月からですってということですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　そうです。

宮本政志委員　誰が払いよったんですか。正したってことはさっき言ったように間違ったわけでしょ。間違いつて誰が払っていたんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　使用者でありますある売買参加者が支払っておったということでございます。

宮本政志委員　ある売買参加者が電気代を払っていたとすると、ちょっと前にお聞きしたことですけど、冷蔵庫設置っていうのが電気代を払っていた方が独占的にたくさん使って、その方のためにもともと設置したんじゃないんですかっていう、さっきの質問に対してそういったことは認識がありませんでしたって言われたけど、何か話おかしくないですかね。なんでそこが電気代を払うんですか。その人のものなんですか。中央青果じゃないんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　御指摘のとおりでございます。もともと小野田中央青果からは設置の申請が出て、それを認めて中央青果が設置されたということです。先ほど部長が申しました中央青果が市場卸売業者として、市場の運営でそれを使用するということであつたらよかつたんでしょうけども、そうではなく、ある売買参加者が使用しておったということから、その確認が取れたので是正をしたというところであります。今御指摘があつたとおりで、もともと使用しておつた売買参加者に電気代を請求するというのは、誤りであつたというふうに考えております。これについては使用しておるところに市が請求をしております。

高松秀樹委員　市が売買参加者に電気料金を請求したっていうんですけど、最

初はいつですか。平成何年の何月ですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 今持っている資料の中では確認ができないんですが、平成27年6月、7月に設置をしておることから、その設置後からそれが発生しているということでございます。

高松秀樹委員 設置後から売買参加者に市が電気料金を請求しておることですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 そうでございます。

高松秀樹委員 ということは今、売買参加者に又貸しの日とか指導した日とか是正した日を聞いていますけど、又貸しした日が平成27年の7月前後って話になりますよ。それから是正した日が恐らく平成29年7月31日、8月から解消したんでしょ。つまり、2年間そのまま売買参加者に貸し出しておったということになるんですよ。恐らく陳情者は、これは市の責任じゃないんですかっていうふうに言っているはずなんですよ。例えば場長は何していたんですか。おらんやったんか。なら、農林の担当者になるんですか。売買参加者に請求したのは分かっていたんでしょ。分かっていたんじゃないか。分かっていたってことは、陳情者が書いてきたのを見ると、ここに書いてあるのは事実なのかなっていうふうにしか思えないんですよ。そうすると、ここに書いてあるように市の責任はどうなるんですかっていう話があると思うんですが、その辺はどうですか。

中村博行委員長 その認識がなかったとしか取れんけどね。

多田農林水産課参与 当時、先ほど言いましたように私は次長兼課長職で農林水産課におりました。そのときには私の中では特定業者が支払っている認識がなかったです、正直なところがですね。指摘を受けて、電気代は

中央青果が払うべきだということで、是正したというふうに認識をしております。

平農林水産課農林係長 ある売買参加者の方から御指摘がありまして、調べたところやっぱりおかしいですという認識に至りまして、是正をしたところでございます。

中村博行委員長 その間認識がなかったとおっしゃったんですが、お金が入ってくれば問題はないかなぐらいなことの認識だったのではないかと思うんですが、そういうことですね。

宮本政志委員 そうすると、今度はこの中央青果の社長の立場として自分の会社が設置したものの電気代はよそが払っている。つまり、自分の会社が払ってないってことは当然分かるはずと思うんですけど、社長っていうのはそれに対する疑問っていうのもなければ、それが本来っていう解釈も普通しないんですけど、その辺りを聞いたことはないですか。これが分かった時点で違うよって、是正しなさいって、分かった時点で。何でそんなことを今までしとったのとかっていう確認はしてないんですか。

平農林水産課農林係長 請求先が違っていましたので、請求しますよというお話をさせていただいたと記憶しておりますけども、その時、別段特にいい、悪いとか駄目だとかっていうお話は特にはございませんでした。

恒松恵子委員 先ほど現状変更の承認申請の際に、冷蔵庫の請求書を見たというお話がありましたけれども、その支払の実効の確認とか、固定資産として上がっているか。その辺の確認をされたか、されていなかったか教えてください。

平農林水産課農林係長 先ほど請求書と申しましたけども、見積書の間違いでございました。その支払の確認なんですけれども、そこについてはいた

しておりません。

高松秀樹委員 恐らく、恒松委員が言われるのは、この冷蔵庫を誰が買ったんですかっていうことなのかもしれないんですけど、なぜかという、時系列を見てみると、設置日は平成27年6月で、すぐ売買参加者が電気代で払っているっていうことは、そもそもこれは中央青果が自社の必要性のために設置をしたんじゃないかと、いわゆる売買参加者のために中央青果が設置申請をしたと見てとられるんじゃないかと。恐らく、恒松委員はそういう質問されたと思うんですけど、そこはどうなんですか。

中村博行委員長 想定できるのは言われたような想定しかできないんですけども、それにほぼ間違いはないということやね。6月に設置してすぐ翌月ぐらいからその売買参加者に請求をしていたということです。その時点で全然違反であるという認識がなかったということです。2年間たって指摘を受けて、2年後の平成29年8月からちゃんと正規の形で中央青果に請求したというということになるろうかと思うんですけども。その間、納品書等々から判断すると、1業者のために設置をして、それを許可していたということにならんかなという気がしますが、その間で認識が全くないということになるろうかと思えます。

高松秀樹委員 さらに言うと、最初の答弁でこの冷蔵庫のことは指摘を受けて小野田中央青果に指導し、是正しておるという話ですけど、この文章だけ見ると何か小野田中央青果だけが悪いような感じですけど、最初から行政が知っていたと考えると、こういう先ほどの答弁はなかなか容認し難いと思うんですよね。つまり、非は行政側にもあったんじゃないのかなっていう、つまり、条例を知らなかったのか、それとも目をつぶって容認したのかとか、そういうふうに邪推を働かせざるを得ないような状況だと思っているんですが、その辺はどういうふうに僕たちは理解をしたらいいんでしょうか。

河口経済部長 高松委員が言われましたけども、市としては加工申請等が出て、先ほど、多田も申しあげましたけども、中央青果がそこに設置すると認知しているということで、それで許可を出しているというような状況でございます。先ほどから言いましたようにある売買参加者のほうが電気代を払うっていうのは確におかしな話でございましたので、指摘がございましたので、是正したということになります。ですので、行政は書類的なものでの話で申しあげますと、そういう流れがありますので、市が違う人が払ってないかとか、その辺については理解をしてないということになると思います。

高松秀樹委員 電気代を申請者でない者が払うのはおかしな話なので是正をさせましたと。その間にタイムラグが2年間あるんですよ。今の答弁だったら、平成27年7月、8月に電気代を徴収しましたと。徴収先が売買参加者でおかしいと思いましたが。次の月に是正しましたっていうのは分かるんですけど、この2年間を陳情者は問題としているということです。誰でも間違いはありますよね。間違いがあって、なぜ2年間そのままだったのかっていうところを私は聞きたいんですよ。

河口経済部長 確かにすぐに分かるのが当然だったと思うんですが、その辺の認識がなかったので、それに指摘があったということで、そこを是正したということです。2年間は長い期間でありますけども、それまで気が付いていないということになります。実際、担当者から言えば、納付書がこういうふうになるんで分かるんですが、おかしっていう認識がなかったんじゃないかと思います。

宮本政志委員 指摘があるまでは、中央青果以外のところが電気代を払っていることはおかしいなっていうのは全く思わずに、指摘があって、なるほど確におかしいねって気づいたってことでいいんですね。

河口経済部長 おかしいかもしれませんが、確かに今言われるように、支

私の関係をしっかり見れば、おかしいという判断が付いたかもしれませんが、その認識も薄かったかもしれませんが、その辺が理解できていなかったというところです。

宮本政志委員 これは中央青果のことですから分からないかもしれませんが、例えば決算とかに当たっては当時の顧問税理士でしたか、その申告した税理士から、中央青果が設置したのものに対する電気代をなぜうちが払っていないのかとか、そういう指摘を受けたこともなかったということですか。

河口経済部長 ちょっとそこは始まった当時ありませんでしたので、申し訳ありません。

高松秀樹委員 条例違反ではないのかと指摘があった日はいつですか。

平農林水産課農林係長 詳細な日付は覚えていないんですけども、私が異動して農林水産課に参ったのが、平成29年4月でございますので、是正したのは平成29年4月から7月までの間であったであろうと考えております。

岡山明委員 戻って申し訳ないですけど、冷蔵庫は市場内には二つですかね。

河口経済部長 三つあります。一つは市の所有の分が売場の外にあります。売場の中に二つあります。

岡山明委員 そうすると、市場には2台あるということですね。管財人が対象とするその2台は市有財産じゃないということですか。

河口経済部長 売場にある2台は中央青果の財産ということになっています。

岡山明委員　じゃあ2台とも今言った電気代がうんぬんというのは、平成29年8月以降はおかしかつたという状況になると、電気代も中央青果に請求していたということになりますよね。おかしいということで戻つたという状況でいいんですかね。

河口経済部長　設置してから2年間は誤つてYフーズに請求をしている状況です。それが分かつて是正したと、2年後にですね。

岡山明委員　11月10日に市場説明会の中でこの公開質問状を出されています。Yフーズが2年間電気代を払っていたとなると、元社長がYフーズが出していたことを認めたということですよ。業者さんが設置の時点で元社長とのコンタクトを取り合つて、申請書は中央青果が出しているけど、結局電気代から設置から全部業者が出したという状況ですよ。初めから個別の業者さんに請求書を出されているってことなので、電気代を出しているのが個人の業者ですよ。それはどう考えられますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長　お話のありました加工申請については小野田中央青果から出て、それに対して市が承認をしております。先ほど部長も申しましたが、実態について、それから電気料金の請求先については、ある売買参加者に電気代を請求したという経緯というか、きっかけが分かりませんが、市としてはそういう特別な理由もなく、請求先に請求したということで、2年間そのまま進んでおつたというところでございます。委員おっしゃられた冷蔵庫の設置の支払については、これは設置業者がおられますし、どなたが払われたかというのは市としては確認ができておらないところですので、最初が中央青果から出て中央青果が設置されて、どなたがお金を払われたかというところまでは、市のほうとしては確認ができてないところでございます。委員からある売買参加者が払われたかどうかというご発言もありますが、確認が取れてないところでございます。

中村博行委員長 ここでもう12時になりましたので、若干休憩して今後のこの協議についてまとめたいと思いますけども、今日、各委員の予定を午前中というふうな形でやっておりましたので、すぐにというわけにはいきませんので、今後日程調整を図ってやっていきたいと思います。若干休憩して協議したいと思います。休憩に入ります。

午前11時58分 休憩

午後0時2分 再開

中村博行委員長 それでは、休憩前引き続きまして委員会を続けます。今日の委員会はなかなか答弁もままならないというような状況も続いておりますので、改めて時間を取って、しっかりと審査をしていきたいと思えます。委員から午前よりも午後十分時間取って審査したほうが良いということでもありますので、次は午後の開催にしたいと思えます。日程調整につきましては、当然執行部の状況もありましょうし、各委員の予定もありますので、改めて日程調整をさせていただいて、次は午後の委員会ということでお含みをいただきたいと思えます。今日の審査はこれにて終了をしたいと思えますので、次回、執行部におかれましては、ある程度の想定質問を含めた中で、十分な資料を整えた上で委員会に臨んでいただきたいということをお願いして、本日の委員会はこれにて終了したいと思えます。それでは委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午後0時2分 散会

令和3年1月13日

産業建設常任委員長 中村博行